国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言(平成 19 年 3 月) <指定に関する提言のポイント>

1. 課題

現 85 国立・国定公園中 77 公園は、昭和 50 年 (1975 年) までに指定。さらに 30 余年が経過し自然環境、社会環境とも大きく変化。以下のような課題に直面。

- ・国土の生物多様性保全の屋台骨としての積極的な役割の発揮 (第三次生物多様性国家戦略)
- ・自然体験や環境教育、或いは知的充実の場としての役割の評価
- ・区域や名称のわかりやすさの確保

2. 公園指定に当たっての基本認識

- (1)「すぐれた自然の風景地」としての国立・国定公園
 - ・国立・国定公園の立脚点は、「すぐれた自然の風景地」と「保護と利用」の観点。これにより多様かつ大面積の確保が可能。
- (2)「風致」「景観」の意味
 - ・視覚だけでなく人の五感に美しさ、やすらぎなどを感じさせる幅広い事象が対象。このため、「人の感じ方の評価」が重要
- (3)他の保護地域制度との連携
 - ・国立・国定公園は傑出性・代表性から区域を限定。国土全体では、他の保護地域制度との分担・連携が重要。

3. 公園指定の見直しの方向

- (1)「すぐれた自然の風景地」評価の多様化への対応
 - ・「すぐれた自然の風景地」は「ながめ」だけでなく幅広い自然環境を包含、時代に応 じてその評価は多様化。
 - ・生物多様性が豊かな地域はそのことをもって「すぐれた自然の風景地」と評価可能。
 - ・より自然の内へ入っていく<u>エコツーリズムのような利用ニーズの高まりも考慮</u>すべき。
 - ・具体的には、「照葉樹林」「里地里山」「海域」「特徴的な湿地」及び「特徴的な地形・地質、自然現象」について、評価を進めていくことが必要。
- (2)国民にわかりやすい公園区域設定や名称の検討
- (3)国立公園と国定公園の役割の明確化
 - ・国立公園には大多数の国民が認める代表性・傑出性が必要。
 - ・国定公園の「準ずる」の意味は幅広く多様。自然性が高いタイプと大都市周辺の利用性重視タイプがあるが、今後里地里山の指定も想定。国土の生態系ネットワーク形成での役割も検討。